

利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画フォローアップ委員会規則

(名称)

第1条 本会は「利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画フォローアップ委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

(目的及び設置)

第2条 委員会は、利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画（以下「河川整備計画」という。）策定後、社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう河川整備計画の点検を行うに当たり、河川に関し学識経験を有する者等の意見を聴くことを目的として、関東地方整備局（以下「整備局」という。）が設置する。

2 委員会は、河川整備計画に基づき実施する整備局の事業で再評価又は事後評価の対象となるものに関し、整備局が作成した対応方針（原案又は案）について審議を行い、対応方針に対し意見がある場合には、関東地方整備局長（以下「局長」という。）に対してその具申を行うものとする。

(組織等)

第3条 委員は、利根川水系中川・綾瀬川に関する学識や知見を有する者等のうちから、局長が委嘱する。

2 委員は、8人以内で組織する。

3 委員の任期は、2年以内とする。

なお、再任を妨げない。

4 委員は、非常勤とする。

5 委員の代理出席は、認めない。

6 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

7 委員長の任期は、事故により継続することが困難な場合を除き、第3項に定める期間とする。

8 委員長は、会務を総理する。

9 委員長に事故があり、参加できないときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

10 委員会には、関係する都県の担当者をオブザーバーとして参加させることができる。

(事務局)

第4条 委員会の事務局は、整備局河川部河川計画課及び江戸川河川事務所計画課に置く。

2 事務局は、委員会の運営に関して必要な事務を処理する。

(雑則)

第5条 本規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が定め、委員総数の2分の1以上の同意を得て行うものとする。

附 則

（施行期日）

本規則は、令和 5 年 1 2 月 5 日から施行する。